

## 新居浜工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程

昭和52年4月1日規則第2号

最終改正 平成30年3月20日

### 第1章 総則

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校学則第13条第5項及び第14条第2項の規定に基づき、履修方法及び成績の評価並びに課程修了の認定に関し、必要な事項を定める。

### 第2章 定期試験及び追試験

第2条 定期試験は、各学期の期末に行う期末試験及びその中間に行う中間試験とし、いずれも一定の試験期間を定めて実施する。

2 授業科目の種類によっては、定期試験を行わないことができる。

3 試験の時間割りは、その都度公示する。

第3条 定期試験を受験できなかった者で、やむを得ない理由がある場合には追試験を行うことがある。

2 追試験を受験しようとする者は、別紙様式1の追試験受験願を提出しなければならない。

### 第3章 評価

第4条 成績は、授業科目ごとに定期試験の成績その他を総合して100点法で評価する。

第5条 学年成績は、学期成績を総合して評価する。

第6条 学年成績は、優・良・可・不可とし、次の区分による。

優 80点以上

良 65点以上80点未満

可 60点以上65点未満

不可 60点未満

第7条 追試験の成績は、原則として80点満点をもって評価する。

第8条 定期試験中に不正行為をした者については、当該定期試験に係る全授業科目の成績を0点とする。ただし、実験、実習、製図、工学基礎研究及び実技を伴う授業科目については、この限りでない。

### 第4章 課程修了の要件等

第9条 授業科目は、30単位時間（1単位時間は50分とする）の授業、又は45時間の学修をもって1単位として計算するものとする。ただし、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条 次の各号のいずれかに該当し、第6条に定める評価が「可」以上の授業科目については、単位を修得したものと認める。ただし、第2号に掲げる場合において強い就学の意欲があるにもかかわらず、継続的な治療が必要な者については、欠席時間数の制限を緩和することができる。

(1) やむを得ない事情により欠席した場合については、欠席時間数が授業科目の単位数に30時間を乗じて得た時間数（以下「単位授業時間数」という。）の4分の1を超

えないこと。

(2) 病気等やむを得ない事情により連続して2週間以上欠席した場合については、欠席時間数が単位授業時間数の3分の1を超えないこと。

第11条 各学年の課程の修了及び進級は、次の各号に掲げる条件を充足した者について、卒業・進級判定会議の議を経て校長が認定する。

(1) 当該学年までの修得単位数の合計が、別表1に定める累積単位数以上であること。

ただし、平成30年度以降の入学生は、別表2に定める累積単位数以上であること。

(2) 当該学年に開設された○印が付いた必修科目をすべて修得していること。

(3) 第1学年から第3学年までは、当該学年に開設されている特別活動を修得していること。

(4) 第4学年修了時まで\*印が付いた授業科目をすべて修得していること。

(5) 第4学年修了時まで一般科目67単位以上を修得していること。

(6) その他学科毎に定められた当該学年における修得上の条件を充足していること。

第12条 卒業は、次の各号に掲げる条件（以下「卒業条件」という。）をすべて充足した者について、卒業・進級判定会議の議を経て校長が認定する。

(1) 修得単位数は、167単位以上とし、そのうち一般科目は75単位以上、専門科目は82単位以上であること。

(2) 第1学年から第3学年に開設された\*印が付いた授業科目、当該学年に開設された○印が付いた必修科目を修得し、かつ学科毎に定められた当該学年における修得上の条件を充足していること。

第13条 授業科目、当該学科・学年に開設されているものをすべて受講することとするが、希望により他の学科・学年の授業科目を受講することができる。

第14条 原学年にとどめられた者は、次の各号に掲げる方法により修得しなければならない。

(1) 第1学年から第3学年までは、原学年に開設されているすべての授業科目を再受講すること。

(2) 第4学年及び第5学年については、原学年で修得した科目は、修得単位として認めるが、未修得科目を修得しようとする場合は、再受講すること。

#### 第5章 単位の追認等

第15条 第10条各号のいずれかに該当し、かつ、評点が40点以上である未修得科目については、次の各号に定める方法により、追認試験を受験することができる。追認試験に合格した場合は、「可」の評価をもって単位の修得を追認する。

(1) 第1学年から第4学年において、進級に必要な単位数を修得し、未修得科目がある場合には、進級した年度の前年度に受講した未修得科目（進級した学年以上の学年で開設されている科目を除く。）に限り、進級した学年で追認試験を受験することができる。

(2) 第1学年から第4学年において、進級に必要な単位数を修得し、\*印が付いた授業科目に未修得科目がある場合は、その未修得科目に限り、受講した年度の翌年度から2年間は進級した学年で追認試験を受験することができる。

(3) 第5学年において、卒業に必要な単位数を修得し、一般科目の単位数又は専門科

目の単位数が不足している場合には、当該年度に受講した未修得科目に限り、受験することができる。

- 2 追認試験を受けようとする者は、所定の期日までに別紙様式2の追認試験受験願を提出しなければならない。
- 3 追認試験に合格しなかった科目を修得しようとする場合には、再受講しなければならない。
- 4 第5学年における単位の追認によって卒業条件を充足した者については、3月31日付けで卒業を認める。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 学業成績評価に関する規程（昭和37年4月23日）は廃止する。
- 3 昭和51年度以前に入学した者及びこれらに相当する学年に転入学、編入学又は再入学した者にかかる課程修了の要件等については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以前に入学した者及びこれらに相当する学年に転入学、編入学又は再入学した者にかかる課程修了の要件等については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正規則は、昭和63年3月17日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成3年7月24日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の学科入学生に係る各学年の課程の修了及び進級条件、卒業条件については、改正後の第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月10日から施行する。

附 則（平成29年2月21日 一部改正）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生に係る修了及び進級条件については、第11条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月20日 一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第11条関係）

学年	1年	2年	3年	4年
累積単位数	26	58	92	130

別表2（第11条関係）

学年	1年	2年	3年	4年
累積単位数	25	57	91	130

備考 累積単位数には課題演習の単位数は含めることができない。ただし、卒業に必要な単位数には含めることができる。